

# 生徒手帳

## <デジタル生徒手帳>



岩手県立雫石高等学校

VER.2



## 校章の由来

雫石の地名の起こりとされる「雫石たんたん」に因んで、上部に「雫」を、下部に「石」を記した。「点滴石を穿（うが）つ」を表して“たゆまざる努力”を石の表面に象徴している。

「高」の文字は雄峯岩手山の重々しい威容を型どり、どっしりとした風格を表す。

雫石地域とともに発展する人材の巣立つ学び舎を念願とするものである。

昭和42年、元西山中学校根子喜一先生と元雫石中学校昆野三朗先生、早川敬市先生の共同制作にかかる、一般応募作品中の入選作である。

（「雫高移改築 27年 記念誌」より）

※本デジタル生徒手帳は、令和4年度3月から運用開始とする

ものである。

## <目 次>

1	本校の教育目標	1
2	校 歌	2
3	本校の沿革	4
4	学 則	6
5	考查心得	1 1
6	生徒心得	1 2
7	部活動に関する規程	1 5
8	体育館使用規程	1 6
9	水泳プール使用規程	1 6
10	更衣室使用規程	1 7
11	部室使用規程	1 7
12	合宿に関する規程	1 8
13	生徒会会則	1 9
14	生徒会の部・同好会の新設・廃止等に関する規程	2 2
15	生徒会選挙規約	2 4
16	会計監査規約	2 5
17	生徒会運営機構図	2 6
18	免許取得及び車両使用に関する規程	2 7
19	アルバイト規程・アルバイト心得	2 9
20	図書館利用規程	3 0
21	思郷会館使用規定	3 0
22	諸届一覧	3 2
23	応援歌等	3 3
24	思郷の森記念歌	4 0

# 教 育 目 標

校 訓

点 滴 穿 石

(目的をもって、たゆまず努力する生徒)

教 育 目 標

## 「確かな学力と人間力を身につけて、地域の未来に貢献できる生徒の育成」

- 1 主体的に学ぶ意欲を持ち、自己実現に向けて努力する生徒の育成
- 2 未来を切り拓く意欲を持ち、地域や社会へ貢献する生徒の育成
- 3 心身ともに健康で、集団や個人を尊重する姿勢と豊かな人間性を持つ生徒の育成

スクール・ポリシー

### 1 グラデュエーション・ポリシー ~このような生徒や力を育てます~

- ア 答えが一つとは限らない現代的な課題に対して、他者と調和し協働しながら、主体的に取り組む力を育成します。
- イ 常に向上心と目標に向かって進もうとする意欲を持ち、何事にも前向きにチャレンジする力と行動力を育成します。
- ウ 郷土の文化や伝統を理解するとともに、他地域や世界にも目を向けて、異文化理解や国際理解などグローカルな視点や思考を育成します。
- エ 地域社会への帰属意識を身に付け、批判的な分析力と解決のための建設的な手立てを作り出せる生徒を育成します。

### 2 カリキュラム・ポリシー ~このような学びを実践します~

- ア 全教科・科目において、対話型の授業を通して、各自の考えや意見を述べる機会を設け、表現力や論理的な思考力を身につけます。
- イ I C T 機器を活用した授業を行い、問題解決に向けた手順や手法、情報の収集や整理・分析、情報発信などを実践しながら情報活用能力を身につけます。
- ウ 「総合的な探究の時間」では、「虹色コンパス」として、零石地域をフィールドに据え、豊富な地域資源（観光、ものづくりなど）を有効に活用して、地域課題を題材とした探究活動を行ない、科学的な思考力やプレゼンテーション能力を身につけます。
- エ 社会性や職業観を高めるために、インターンシップや上級学校見学を実施して、多様な人との関わりの中でコミュニケーション能力を身につけると同時に、自らがコミュニティの形成者であるという自覚を育てます。

### 3 アドミッション・ポリシー ~このような生徒を待っています~

- ア 素直で高校生活に夢と目標をもち、学習活動と部活動などの特別活動、学校行事や資格取得などに前向きにチャレンジしようとする生徒
- イ 夢の実現に向けて、身につけた知識や技能を人生や社会で生かそうとする気概を持つ生徒
- ウ 自分の住む町や地域の発展に貢献したい、郷土の文化や伝統を大切にしたいという意欲のある生徒
- エ 他者の気持ちを理解し、感謝の気持ちをもって行動できる生徒

# 校 歌

作詞 永 賢 一  
作曲 横 山 忠 義

Maestoso con brio

$\text{♩} = 96$

1. か二お すジお みハし たエか つテり やホい まトわ なバて みシね のルた すタか そニく  
 2. か二お すジお みハし たエか つテり やホい まトわ なバて みシね のルた すタか そニく  
 3. か二お すジお みハし たエか つテり やホい まトわ なバて みシね のルた すタか そニく

わオし かシン くズセ さクつ はノに かイカ にワが もウヤ えガき いツほ でゴコ ぬトる

のタが ぼユく りミの きナみ しクち あワよ 一ザー こーしー がーニー 一ハー 一のゲし おミく かツも

わワれ らラ つカた よタか くクき だトイ いモた ちニだ をムキ ふスア みビお てテギ ひタヒ

たクと すマす 一ら一 一シ一 にキに こチま こカコ ロラと みキき がタわ かエめ んンん し づ

こう し づ こう わ こ う ど わ れ ら

1. かすみたつ  
若草は  
登り来し  
われら強く  
ひたすらに  
零高 零高

山脈の裾  
香に萌え出でぬ  
あこがれの丘  
大地を踏みて  
精神磨かん  
若人われら

2. にじは  
虹映えて  
小零の  
たゆみなく  
われら堅く  
たくましき  
零高 零高

ほとばしる渓  
いわ巖うがつ如  
わざ業に励みつ  
とも俱に結びて  
力鍛えん  
若人われら

3. おおしきり  
新雪に  
学の道  
われら崇き  
ひとすじに  
零高 零高

岩手嶺高く  
輝き誇る  
よし厳しくも  
頂上仰ぎ  
真理極めん  
若人われら

## 本校の沿革

昭和23年	5月 2日	岩手県立盛岡第一高等学校の夜間定時制零石分校として開校
昭和24年	4月 1日	岩手県立盛岡高等学校定時制零石分校と改称
	9月 10日	生徒会機関誌「探求」創刊
昭和25年	4月 1日	昼間部設置
	5月 25日	零石分校校舎建設委員会発足
昭和26年	4月 1日	家庭科1年コース設置
	10月 1日	家庭科2年コース設置
昭和28年	8月 25日	零石中学校移転に伴い、零石小学校に移転
昭和29年	4月 1日	2年課程(家庭科)募集停止
	12月 25日	独立校舎落成
	12月 29日	独立校舎落成記念式典を挙行
昭和30年	4月 1日	定時制通信制併修開始 昼間授業となる
昭和33年	11月 21日	零石分校10周年記念式典を挙行
昭和37年	11月 1日	全日制分校昇格決定
昭和38年	4月 1日	岩手県立盛岡第一高等学校全全日制分校となる
昭和42年	4月 1日	臨時学級増 1学級(定員150名)
昭和43年	4月 1日	岩手県立零石高等学校として独立 9学級となる
昭和46年	4月 1日	1学級増 10学級となる
昭和47年	4月 1日	11学級となる
	5月 2日	「思郷の森」の造成
	7月 22日	「啄木歌碑」の除幕
昭和48年	2月 26日	零石町から新校地に運動場を寄付される
	3月 24日	新校舎1期工事竣工
	4月 1日	12学級となる
	4月 4日	2・3学年新校舎に移転
昭和49年	4月 6日	新校舎2期工事竣工
	4月 15日	1学年新校舎に移転
	7月 6日	体育館竣工
昭和50年	3月 1日	旧校地等を零石町に譲渡
	3月 25日	新校舎3期工事竣工
	7月 19日	新校舎落成記念式典を挙行、創立27周年を祝う
昭和51年	2月 10日	柔剣道場竣工
昭和52年	1月 18日	零石町、他4名の方から新校地を寄付される
	2月 4日	零石町スキー協会から、ジャンプ台を寄付される
昭和55年	3月 10日	プール竣工
	10月 18日	「賢治の碑」の除幕
	12月 4日	屋外運動場照明施設6基竣工
昭和56年	2月 10日	クラブハウス竣工
	4月 1日	17学級となる
昭和57年	4月 1日	16学級となる
昭和58年	12月 20日	零石町ウェイトリフティング協会から、練習場を寄付される
昭和59年	4月 1日	17学級となる

昭和 60 年	4月 1日	19学級となる
	12月 26日	第二体育館竣工
昭和 61 年	4月 1日	18学級となる
昭和 62 年	4月 1日	19学級となる
昭和 63 年	2月 25日	部室竣工 4月 1日 18学級となる
平成元年	4月 1日	国際教養科 1学級新設 普通科 1学級減 8月 23日 P T A 文部大臣表彰受賞
	10月 28日	P T A 文部大臣表彰記念祝賀会及び記念樹植樹
平成 2 年	1月 22日	国際教養科実習棟竣工
平成 4 年	4月 1日	制服改定 17学級となる
平成 5 年	4月 1日	16学級となる
平成 6 年	4月 1日	15学級となる
平成 7 年	3月 11日	国際交流事業（生徒海外研修）開始
平成 9 年	3月 25日	校舎大改修竣工、セミナーハウス竣工 4月 1日 16学級となる
平成 10 年	4月 1日	15学級となる 11月 7日 創立 50周年記念式典を挙行
平成 11 年	4月 1日	16学級となる
平成 12 年	4月 1日	15学級となる
平成 13 年	4月 1日	14学級となる（国際教養科募集停止）
平成 14 年	3月 25日	特別教室棟大規模改造竣工、弓道場改築竣工 4月 1日 13学級となる
平成 15 年	3月 3日	国際教養科閉科式 4月 1日 11学級となる
平成 16 年	4月 1日	10学級となる
平成 17 年	4月 1日	9学級となる
平成 18 年	1月 4日	海外派遣事業 12年目で、派遣国をドイツとする (当初 4回：アメリカ派遣、その後 7回：オーストラリア派遣) 4月 1日 8学級となる
	5月 25日	海外派遣事業で、派遣国ドイツから高校生来町 零高生宅にもホームステイし零高の授業を受ける
平成 19 年	3月 23日	I E S 認証登録
平成 20 年	4月 1日	7学級となる 11月 8日 創立 60周年記念式典を挙行
平成 21 年	4月 1日	8学級となる
平成 23 年	4月 1日	7学級となる
平成 25 年	9月 23日	管理教育棟耐震補強工事竣工
平成 26 年	4月 1日	6学級となる
平成 30 年	4月 1日	5学級となる 10月 27日 創立 70周年記念式典を挙行
平成 31 年	4月 1日	4学級となる
令和 2 年	4月 1日	3学級となる

# 岩手県立零石高等学校学則

## 第1章 総 則

### (趣旨)

第1条 この学則は、「岩手県立高等学校の管理運営に関する規則」第2条の規程により、岩手県立零石高等学校（以下、「本校」という）の管理運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (目的)

第2条 本校は、中学校における教育の基礎の上に、生徒の心身の発達段階に応じて、高等普通教育を施すことを目的とする。

### (名称、学級編成)

第3条 本校は岩手県立零石高等学校と称し、その課程の組織、学級編制及び修業年限は、次のとおりとする。

全日制課程 普通科 3学級（120名） 3年

### (学校評価)

第3条の2 本校は、その教育水準の向上を図り、本校の目的を実現するため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

### (通学区域)

第4条 本校の通学区域は「岩手県立高等学校の管理運営に関する規則」第4条の規程により次のとおりとする。

盛岡市、花巻市のうち平成17年12月31日における稗貫郡大迫町及び同郡石鳥谷町の区域、八幡平市、滝沢市、岩手郡零石町、岩手郡葛巻町、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、宮古市のうち平成21年12月31日における下閉伊郡川井村の区域

## 第2章 学年・学期及び休業日

### (学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第6条 学年は「岩手県立高等学校の管理運営規則に関する規則」第6条の規程により、前期、後期の2学期とする。

前期 4月1日 から 9月の別に定める日 まで

後期 9月の別に定める日 から 3月31日 まで

### (休業日)

第7条 休業日は「岩手県立高等学校の管理運営規則に関する規則」第7条の規程により、定める。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日

(3) 学年始休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

(6) 学年末休業日

ただし、校長は、教育上必要と認めたときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。

### 第3章 教育計画等

第8条 本校の教育指導計画は、学習指導要領の基準により、校長がこれを定める。

2 本校の教育課程及び日課时限については、校長がこれを定める。

第9条 授業は、年間35週、1週30时限、1时限50分を基準とする。

第10条 教科用図書は、岩手県教育委員会が採択したものの中から校長が選定する。

### 第4章 教育評価等

第11条 成績評定、単位認定、進級、卒業等については、別に定める「学習成績の評価に関する内規」によるものとする。

### 第5章 入学・退学・転学及び休学等

#### (入学)

第12条 本校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は校長がこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

#### (入学許可)

第13条 入学は、校長が許可する。

#### (転、編入学)

第14条 本校に転、編入学を許可する者は、相当年令に達し、当該学年に在学する生徒と同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の入学者の学力は、その学年の程度で校長が検定する。

#### (入学手続)

第15条 入学を許可された者は、入学後10日以内に保証人が連署した別に定める様式による「誓約書」に住民票抄本（マイナンバーなし）を添えて、校長に提出しなければならない。

#### (保証人)

第16条 保証人は、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うものとする。

2 保証人は、本人の親権者又は後見人でなければならない。ただし、これらの者がいない場合には、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、本人又は保証人に住所又は戸籍上の変動があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

4 保証人が死亡し、又は第2項に規定する要件を欠くに至ったときは、本人は、改めて誓約書を提出しなければならない。

#### (留学)

第16条の2 生徒は、外国の後期中等教育機関（高等学校に対応する正規の教育機関をいう。）に留学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による留学願（以下、「留学願」という。）により、校長に願い出なければならない。ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、留学願には保証人の連署を要しないものとする。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。

3 留学の期間は、1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長

することができる。

(休学)

第17条 生徒は、病気その他の理由のため1月以上出席することができないときは、保証人が連署した別に定める様式による休学願（以下、「休学願」という。）に医師の診断書等理由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、休学願には保証人の連署を要しないものとする。

2 校長は、理由を適當と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、1年においてその期間を延長することができる。

(理由消滅の届出)

第18条 休学の許可を受けた後、許可の日から起算して1月末満の期間内においてその理由がなくなったときは、保証人が連署した別に定める様式による「休学理由消滅」（以下、「休学理由消滅届」という。）にその理由を証するに足る書類を添えて校長に届け出、休学の取り消しをしなければならない。ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、休学理由消滅届には保証人の連署を要しないものとする。

2 校長は、事情が適當と認めたときは、当該休学処分を取消すものとする。

(復学)

第19条 休学中の者が、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による復学願（以下、「復学願」という。）に医師の診断書等その事情を証するに足りる書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、復学願には保証人の連署を要しないものとする。

(転学、退学)

第20条 転学又は退学しようとする者は、保証人が連署した別に定める様式による転学（転籍、退学）願書（以下、「転学（転籍、退学）願書」という。）により、病気による退学の場合にあっては保証人が連署した転学（転籍、退学）願書に医師の診断書を添えて校長に願い出なければならない。ただし、当該生徒が成年に達した者である場合は、転学（転籍、退学）願書には保証人の連署を要しないものとする。

2 前項によって退学した者が、1年内に再入学を願い出たときは、校長がその理由を適當と認めた者について退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

## 第 6 章 欠席・欠課・忌引等

(欠席、公認欠席)

第21条 天災地変、伝染病その他本人の責によらない理由のため出校不能のときは、校長の認める範囲で公認欠席（出席の扱い）とする。

2 特別の事情がある場合は、校長の認める範囲でこれを公認欠席として取り扱い、出席とみなすことができる。この基準は、別に定める。

(忌引)

第22条 忌引の日数は次のとおりとし、校長に忌引届を出さなければならない。

2 忌引の日数は次の期間内において必要な日数とする。

兄弟姉妹および祖父母	3日
伯叔父母等その他の親族	1日

(出席停止)

第23条 校長は、感染症にかかり若しくはその恐れのある生徒に対しては、出校停止を命ずることができる。

## 第 7 章 授業料・入学料等

第24条 授業料・入学料の徴収の額および方法は、県立高等学校授業料等条例の定めるところによる。

第25条 生徒は入学後経済的事情により、学業の継続が困難となった場合は、県立高等学校授業料等条例施行規則の定めるところにより授業料の減免を願い出ることができる。

## 第 8 章 賞 嘲

(表彰)

第26条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第27条 校長および教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち退学、停学および訓告の処分は、校長が行う。

(懲戒による退学)

3 前項に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第 9 章 生 徒 の 規 律

第28条 生徒は、この学則、生徒心得その他諸規程に従い、生徒の本分に添うよう行動しなければならない。

2 前項にかかる諸規程は別にこれを定める。

## 第 10 章 奨 学

第29条 日本学生支援機構その他の奨学制度の規程に該当する者は、奨学生として校長の推薦を受けることができる。

## 第 11 章 保 健

第30条 生徒は、学校保健法に基づく学校の定期および臨時の健康診断及び伝染病予防のための措置に応じるとともに健康の維持増進を図らねばならない。

## 第 12 章 施 設 設 備 の 管 理

第31条 校長は、本校の施設、設備を社会教育その他公共のために利用させることができ  
る。

第32条 前条により本校の施設・設備を利用しようとする場合は、あらかじめその利用許可  
申請書を校長に提出して許可を受けなければならない。なお、許可を受けた者は、その  
利用のために要する費用を負担しなければならない。

2 校長は次の各号の一に該当すると認めたときには、施設設備の利用の許可を取り消すこ  
とがある。

- (1) 許可を受けた目的以外に利用し、または利権権利を譲渡し、もしくは転貸したとき
- (2) 利用許可を受けない施設・設備を利用したとき
- (3) 施設・設備を破損したとき
- (4) 指示した事項に違反したとき
- (5) その他緊急の事態が発生したとき

3 本校の施設・設備の利用の許可を受けた者は、利用の期間を満了し、または利用の許可  
を取り消されたときは、速やかに施設・設備を原状に回復しなければならない。

### 第13章 改 正

第33条 この学則は、「岩手県立高等学校の管理運営に関する規則」および関係諸法規が改  
正されたとき、若しくは校長が必要と認めたときは、これを改正することができる。

### 第14章 補 則

第34条 この学則の施行に関し必要な事項は別に定める。

第35条 この学則で別に定めることとされている様式については、岩手県立高等学校の管理  
運営規則に定めるそれぞれの該当様式を準用する。

### 附 則

この学則は、昭和43年4月1日から適用する。

- 2 昭和57年3月31日一部改正
- 3 平成15年5月 1日一部改正
- 4 平成17年4月 1日一部改正
- 5 平成22年4月 1日一部改正
- 6 平成28年4月 1日一部改正
- 7 平成30年4月 1日一部改正
- 8 平成31年4月 1日一部改正
- 9 令和 2年4月 1日一部改正
- 10 令和 4年4月 1日一部改正

# 考査心得

生徒の留意すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 考査 1 週間前から、生徒の職員室に対する出入りを制限する。
- 2 部活動は考査 1 週間前から考査終了時まで原則として禁止する。ただし、テスト終了後 1 週間以内に大会のある部、また活動が必要であると認められた部については、特別に、当該期間中において 1.5 時間以内の活動を部顧問の監督のもとで認める。
- 3 考査時間割は、計画的学習のため 1 週間に発表する。
- 4 考査中の生徒の席順は各クラスとも出席簿順とし、適切な机間距離間隔をとり整列する。
- 5 携行品は一切机の中に置かない。
- 6 生徒は考査中絶対不正行為があつてはならない。不正行為があつた場合は内規に基づいて厳重に措置する。
- 7 答案の提出は考査終了のベルの合図によるので、それまでは原則として教室外に出られない。ただし、試験監督の許可が得られた場合は、この限りではない。
- 8 考査期間中は、特に遅刻しないようにすること。やむを得ず遅刻した場合でも考査時間の延長は原則として認めない。
- 9 生徒は、不慮の事故や病気などで突然受験が不可能になった場合は、直ちに保護者を通じて担任に連絡し、所定の手続きをとること。
- 10 やむを得ない理由により受験できなかつた生徒は、保護者連署の「考査欠席事由届」を提出する。
- 11 単位追認考査を受けようとする生徒は、考査実施 3 日前までに「単位追認考査受験願」を提出する。
- 12 各期において 10 単位以上の欠点をとつた者は次期成績会議までの期間、対外試合および大会等への出場を禁止する。なお、特別審議により救済措置を講ずることができる。

## 生徒心得

- 1 学則、諸規程を良く守り、規律ある生活をすること。
- 2 常に身分証明書を所持すること。
- 3 学習に必要な物以外は、校内に持ち込まないこと。
- 4 所持品、携行品には必ず記名すること。
- 5 登校後は校外に出ないこと。やむを得ない場合は、担任の許可を得ること。
- 6 遅刻、早退、欠課、外出の場合は、その都度速やかに届出用紙に記入し、学級担任に提出すること。
- 7 体調が悪くて早退する場合は、養護教諭の問診を受け、学級担任にことわること。
- 8 施設・物品を借用する場合は、「校舎の使用願」により許可を得ること。
- 9 休日や長期休業中に校舎を使用するときは、あらかじめ手続きをとり、終了後は報告をすること。
- 10 学校の器物を破損したときは、「事故破損届け」により担任・顧問を通してすみやかに事務室に届け出ること。
- 11 掲示物は、生徒指導課主任の許可を得て掲示すること。
- 12 校内で募金等を行う場合は、担当教諭を通して校長の許可を得ること。
- 13 休日に外出するときは、高校生としての品位を保つこと。
- 14 夜間の外出は保護者の許可を得るものとし、午後9時までに帰宅すること。
- 15 友人との交友については、節度を守り、品位を損なうことがないようにすること。
- 16 酒類を提供する喫茶店、飲食店、遊技場等に入りしないこと。
- 17 次の場合は、学級担任又は関係教諭に許可願を提出し、校長の許可を得ること。
  - (1) 旅行・登山・海水浴・キャンプを伴う場合「旅行届」
  - (2) アルバイトを伴う場合「アルバイト許可願い」と「報告書」
- 18 服装については別に定める規程による。
- 19 頭髪については、高校生らしいものとし、カールやパーマ、染髪や脱色等は認めない。
- 20 化粧は認めない。また、ピアス、ネックレス、指輪など装身具を身に着けることは認めない。
- 21 通学用の履物は黒色または茶色の革靴を基本とする。なお、運動靴でも可とする。
- 22 上履きは、学年別色の線が入った運動靴とする。上履きのかかとをつぶして履かないこと。
- 23 生徒同士で金銭の貸借をしない。

# 服 装 規 程

## 1 服装規程のめざすもの

- (1) 零石高校への帰属意識を高め、連帯感を養い、愛校心を育てる。
- (2) 風紀を適正なものとし、零高生としての秩序を創造する。
- (3) 清潔で爽やかな印象を保ち、進路目標の実現に資する。
- (4) 自立心を涵養し、全体の利益を優先する公徳心を育てる。
- (5) 零高生としての自覚を持ち、品位を保つ。

## 2 服装

本校の定める制服を着用する。本校の制服以外のものは着用しない。ただし、冬服（正装）は10月1日から5月31日まで、夏服（略装）は、6月1日から9月30日までとする。なお、夏季においては熱中症対応を兼ね別途規定する服装を認める。

### (1) 男子生徒

- ア シングルジャケット、スラックス、ワイシャツ（夏冬兼用）、ネクタイ、  
サマーニットベスト
- イ ソックスは、白又は黒、紺とする。
- ウ ネクタイをきちんと着用すること。
- エ スラックスの裾に手を加えないこと。例えば、裾の糸をほどいてだらしなく着たり、裾を割ったりしないこと。
- オ ベルトは黒、紺、茶とし華美でないもの。
- カ 6～9月 半袖開襟シャツ〔花文字入り〕またはワイシャツ

### (2) 女子生徒

- ア シングルジャケット、ブラウス、リボン、サマーニットベスト、スラックス、  
スカート（12本ヒダパネルスカート）、
- イ ストッキングは黒、ソックスは白又は黒、紺とする。
- ウ スカート丈は、短くせず、零高生としてふさわしいものとする。
- エ スラックスの場合は、ネクタイの着用を認める
- オ 6～9月 オーバーブラウス（半袖）または長袖ブラウス

### (3) 共通

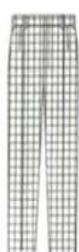
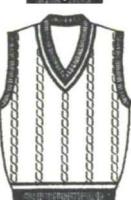
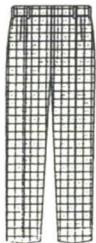
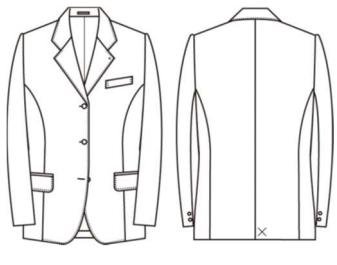
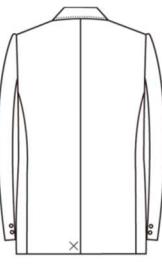
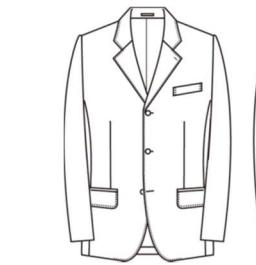
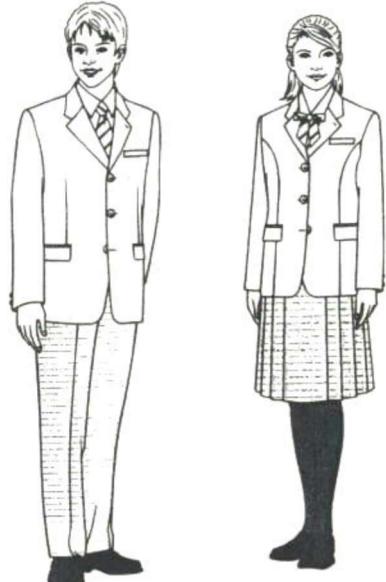
- ア ベストは本校指定のものとし、カーディガンは本校指定または無地（マークなし）・紺一色のものは着用可とする。
- イ シャツ・ブラウスをスラックス・スカートの中にきちんと入れること。また、ボタンをきちんとかけて着用すること。
- ウ シャツ・ブラウスの下に、さらに襟つきのシャツやハイネックのセーター、華美な色のインナーなどを着用しないこと。
- エ 冬の防寒着（コート・ジャンパー等）は華美でないこと。例えば、派手な色（原色や赤や黄色等）や柄ものは認めない。
- オ 制服の左襟に校章をつけること。
- カ 式典等の際は指示に従うこと。

## 零石高等学校制服

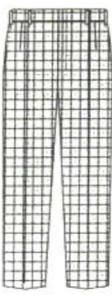
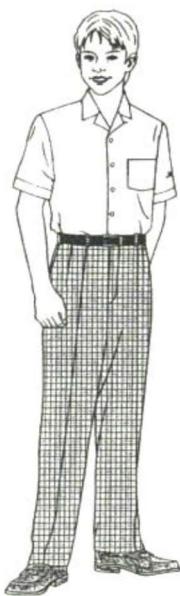
(正装)

男子

女子



(夏服) 6～9月



### 3 着装上の心得

- (1) 制服は清潔・端正に着こなし、他人に不快感を与えないものとする。
- (2) 怪我等で制服以外のものを着用する場合は、担任に異装願いを提出する。
- (3) 通学用の履物は、黒色か茶色の革靴、又は運動靴とし、歩行に安全な履き方をする。  
なお、冬期間に防寒靴を使用の場合は、所定の靴箱に収容出来る程度の長さのものとする。
- (4) 上履きは、学校指定のものとする。
- (5) 通学用のカバンは、特に指定しないが、通学にふさわしいものとする。
- (6) マフラーは、気品を保ち目的にあった着用をする。

#### 4 整容

- (1) パーマやカール、脱色や染色等の加工をしない。
- (2) 髪の長さが肩にかかる場合はゴムひも（色は黒、紺）で束ねる。
- (3) ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は身につけない。
- (4) 化粧品は使用しない。

## 部活動に関する規程

### 1 部活動は顧問の指導により行うことを原則とする。

### 2 活動時間

平日における活動時間は次のとおりとする。

- (1) 夏時間（4月～10月）18時30分まで
- (2) 冬時間（11月～3月）18時まで

### 3 休日及び長期休業中の活動

顧問から願い出が出て、校長の許可を得て行う。時間については次のとおりとする。  
9時～16時30分（原則として午前か午後の活動）とする。

### 4 部活動の停止

- (1) 定期考查の1週間前から考查終了までの活動を停止する。
- (2) 考査終了後1週間以内に大会等のある部、又は活動が必要であると認めた部について、考查に支障のない範囲内で、顧問指導監督の下、考查期間中に活動することができる。
- (3) その他、校長が命じた場合。

### 5 対外活動

- (1) 対外活動とは、公式試合、練習試合、及び校長が許可した大会・活動をいい、公式試合は県教委、高体連、高文連、高野連が主催若しくは共催する大会及びその上部の大会をさす。
- (2) 対外活動に参加するときは、「対外活動参加願」を提出し校長の許可を得ること。
- (3) 練習試合は授業及び学校行事に支障がないように配慮すること。
- (4) 宿泊を要する対外活動にあっては、参加生徒の保護者による「行事参加承諾書」を提出すること。
- (5) 教員等の公用車に同乗する場合は、「公用車同乗に関する承諾書」を提出すること。

# 体育館(第一、第二)・柔剣道場・ トレーニングルーム使用規程

## 1 使用時間

- (1) 平常授業日 (夏) 放課後～18:30 (冬) 放課後～18:00
- (2) 休日・長期休業日 9:00～16:30

## 2 使用方法

- (1) 平常授業日は、特別な届出を必要としない。
- (2) 休日の使用については、使用責任職員が前日の午前中に部活動届けに記入し、鍵を借りること。
- (3) 終了時間までに、校舎施設の後始末を完了し、下校する。
- (4) 特別な事情がある場合は、部活動時間延長願を提出し許可を得る。
- (5) トレーニングルームを使用する際は、顧問又はコーチがつくこと。

## 3 使用区域及び日程等

各部の練習区域及び日程については、別に定める。なお、体育館では、バスケットボール、バドミントン、バレーボールを、柔剣道場では柔道を主たる実施種目とし、その他の部については特別許可制とする。

## 4 使用上の注意

- フロアは競技場の生命であることを認識し、清潔整頓はもとより器具の使用等についても細心の注意を払うことはもちろん、次の事項について厳守する。
- (1) 体育館、柔剣道場への出入りについては、所定の出入口を利用し、土埃などは館内に入れないこと。
  - (2) 使用後は清掃を行うこと。清掃は、指定された用具で必ず行うこと。
  - (3) 用具等の運搬に当たっては、特にフロアを傷つけないように細心の注意をする。
  - (4) 机・椅子等の使用をする場合は、敷物を敷いたうえで使用する。
  - (5) 節電を旨とし、許可なく電灯を使用しない。なお、危険防止の上からも電源盤及びその他の電気設備、器具等を許可なく触れないこと。
  - (6) 使用した器具類は、所定の位置に返し、また、清掃後は窓を閉める。万一施設設備等に破損を生じた場合は直ちに責任者（顧問）に申し出て届け出で指示を受けること。

# 水 泳 プ ー ル 使 用 規 程

## 1 使用期間

原則として6月中旬から9月下旬までとする。

## 2 使用時間

平日は放課後午後5時までとする。休日は午後4時30分までとする。

### 3 使用上の厳守事項

- (1) プール使用の際は担当教諭監督の下、所定の日誌に必要事項を記入すること。
- (2) 入水に当たっては、必ず洗体槽を通りシャワーを浴び身体を洗うこと。
- (3) 入水前に十分に準備運動を行い、静かに入水のこと。
- (4) 入水中及びプールサイドでの休憩中は、絶対に悪ふざけをしないこと。
- (5) 使用後はシャワーで洗体、洗眼すること。
- (6) 身体不調の者及び耳鼻疾患、心臓病、眼疾、皮膚病等の者は使用しないこと。
- (7) 通院中の者及び退院直後の者は、医師の指示に従うこと。
- (8) 水着を使用し、必ずキャップを着用のこと。

### 4 その他

公衆衛生上使用を控える場合がある（汚水やさび水に出水、壁面の損傷など）。

## 更衣室使用規程

- 1 体育の授業等の更衣の場所とする。
- 2 貵重品、私物を置かない。
- 3 更衣室での飲食はしない。
- 4 最後に出てる者は窓、ドアに施錠し、カーテンを閉め、消灯を確認して退室する。

## 部室使用規程

- 1 部室を使用する者は、常に部室を愛護する心構えが大切である。
  - (1) 体育部各部室は、用具の保管と部活動のための更衣の場とする。
  - (2) 文化部各部室は、研究や協議資料の作成等部活動の場とする。
  - (3) 私用化したり、部員以外の者の出入りは禁ずる。
- 2 部室を使用するに当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 清潔、整頓はもとより、安全についても配慮する。
  - (2) 火気は絶対に使用しないこと。
  - (3) 金銭・貴重品は部室内に置かないこと(部活動中は顧問又は担任等に預けること)。
- 3 部室の使用時間は原則として次のとおりとする。
  - (1) 平常授業日 放課後～19時00分(下校) 授業時間帯は使用禁止
  - (2) 休日・長期休業日 8時30分～17時00分(下校)
  - (3) 特別な事情がある場合は、事前に顧問を経て時間延長許可を得た時間とする。
  - (4) 使用後は、消灯し、室内の異常の有無を確かめて戸締まりをする。

- 4 部室の使用時間以外は必ず鍵をかけること(鍵は顧問が保管する。)
- 5 部室の設備・用具等に異常を認めたときは、直ちに顧問に届け出ること。

## 合宿に関する規程

- 1 合宿は共同生活をとおして心身の鍛磨と、チームワークの養成、技術の向上を図ることを目的とする。
- 2 部の顧問は合宿期間中、生徒と共に宿泊し、指導監督にあたるものとする。
- 3 実施回数は年2回までとし、1回4泊5日以内とする。ただし、必要のある場合は、校長の許可により実施することができる。
- 4 定期考查の1週間前より考查終了までは認めない。
- 5 合宿を行う部は、事前に「校外行事・合宿参加・公欠願」を提出し、校長の許可を得ること。
- 6 合宿にあたっては、「保護者承諾書」を提出しなければならない。
- 7 合宿に係わる経費は、部活動援助費支給基準により支出する。

# 岩手県立雫石高等学校生徒会会則

## 第 1 章 総 則

第1条 本会は岩手県立雫石高等学校生徒会と称し、事務所を校内に置く。

第2条 本会は本校生徒会員を以て組織する。よって本会の会員は会員として権利を持つと共に会員としての義務と責任を持たなければならない。

## 第 2 章 目 的

第3条 生徒会は会員の親和を図り自主活動を促進することにより教養を高め健全な校風を確立、高揚をはかり将来に立派な社会人となるための資質を養うことを目的とする。

## 第 3 章 事 業

第4条 生徒会は前条の目的を達成するために下記の仕事を行なう。

- 1 校風を高揚し、又一般的教養を高める仕事
- 2 生徒行事の計画立案、運営に関する仕事
- 3 校内の生活、図書、視聴覚、保健、美化、進路に関する仕事
- 4 委員会、部、同好会の設置及び改廃に関する仕事
- 5 その他目的達成に必要な仕事

## 第 4 章 組 織

第5条 生徒会は前条の諸行事を行うため下記の通り組織する。

- 1 役 員
  1. 会 長 (1) 6. 議 長 (1)
  2. 副 会 長 (2) 7. 副 議 長 (1)
  3. 総務委員長 (1) 8. 会計委員 (1)
  4. 総務副委員長 (1) 9. 応 援 団 長 (1)
  5. 総務委員 (2)
- 2 会計監査 (2)
- 3 選挙管理委員
- 4 体 育 部
  1. バスケットボール 4. ボート.
  2. ソフトテニス 5. バレーボール
  3. バドミントン
- 5 文 化 部
  1. 茶華道 3. コンピュータ
  2. 軽音楽
- 6 各種委員会
  1. 代議委員会 6. 図書・視聴覚委員会
  2. 選挙管理委員会 7. 進路委員会
  3. 体育委員会 8. 応援委員会
  4. 編集委員会 9. 交通安全委員会
  5. 美化・保健委員会 10. 郷土芸能委員会

第6条 生徒会の役員及びその任務を下記の通りに定める。

1 会長 1名

(1) 本会を代表し会務を総括する。

(2) 会務の結果を逐次会員に報告する。

2 副会長 2名

副会長は会長を補佐し会長に事故のある時はこれを代理する。

3 総務委員長 1名

庶務の業務を行う。

4 総務副委員長 1名

総務委員長及び会計委員を補佐し総務委員長に事故のある時はこれを代理する。

5 総務委員 2名

(1) 会議に関する記録、書類の作成及び保管。

(2) 会議の結果を発表しつつ掲示する。

(3) 会議の出席状況を調べ発表する。

6 議長 1名

総会その他、会議の進行を行う。

7 副議長 1名

議長を補佐し、議長に事故ある時はこれを代行する。

8 会計委員 1名

本会の経理の収支を行い会計に関する帳簿書類、領収書及びこれに関する一切の管理保管を行なう。

9 会計監査 2名

10 選挙管理委員

11 応援団長 1名

応援団を代表し統率する。

第7条 役員の選出方法は下記の通りとする。

会長・副会長・総務委員長・総務副委員長・総務委員・会計委員・会計監査・議長・副議長・応援団長は生徒会選挙規約により選出する。

第8条 役員は代議員の議決による不信任案が総会において過半数で議決されたときは解任される。

第9条 役員は他の役員を兼ねることができない。

第10条 役員の任期は認証式の日より次の認証式の日までとする。

## 第 5 章 会 議

第11条 以下の会議の定足数は会員の3分の2以上とし、議決は出席者数の過半数を必要とする。ただし、役員は発言権を有するが、議決権を有しない。

第12条 会議においては議長の指名する書記、議事録署名委員各2名をおく。

第13条 提案は文書をもって行うことを原則とする。

### 第 1 節 生 徒 総 会

第14条

1 定期総会は年2回とする（9月、5月）

2 臨時総会

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 代議員会の決議により必要と認めたとき。
- (3) 会員5分の1以上の要求があったとき。

第15条 本会は下記の事項を審議する。ただし、緊急を要する場合は代議員会において議決することができる。

- 1 会則改正に関する件
- 2 予算に関する件
- 3 決算に関する件
- 4 不信任案に関する件
- 5 部の設置・改廃に関する件
- 6 その他・重要事項の決議

## 第2節 代議員会

第16条 代議員会は総会につぐ機関であって、会長がこれを招集し、各クラスより選出された

代議員（2名）をもって構成する。議長は会員中より選出する。

ただし、予算・決算の審議・報告の時は各部部長は出席しなければならない。

第17条 代議員の任期は当該学年内とする。

第18条 本会は下記の事項を審議する。

- 1 総会に提出する議案
- 2 総会の議決に代わる決定事項について。
- 3 生徒会役員が必要と認めた事項について。

## 第6章 会計

第19条 会計は下記の通り定める。

毎年、予算案は各部長、顧問で原案を作成した後生徒会長に提出し、代議員会の議決を経て総会において決定する。

第20条 生徒会費は、4月から1月までの10回の納入とする。納入した生徒会費及び入会金は退会の場合でも返還しない。

第21条 会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

第22条 新入生は指定された入会金を納入しなければならない。

第23条 会計報告は中間報告（9月）決算報告（5月）とする。

## 第7章 応援団

第24条 組織

- 1 本団は零石高等学校応援団と称し生徒会員全員を以て構成する。
- 2 執行機関は応援委員会とする。
- 3 応援団長は選挙により選出される。
- 4 応援活動を円滑にするために、各クラスより2名応援委員を選出する。
- 5 応援団長の任期は認証式の日から次の認証式の日までとし、各クラス選出の応援委員の任期は原則3年間とする。

第25条 本団は下記のことを行う。

- 1 応援歌練習の計画・実施。

- 2 対外試合における応援活動。
- 3 代表選手の激励会の開催。
- 4 団員の技術習得のための練習。
- 5 その他、上記目的達成に必要な事柄を行う。

## 第 8 章 慶弔規程

第 26 条 生徒会会計の慶弔見舞金は次の場合支出するものとする。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| 1 会員が死亡したとき。        | 10,000円  |
| 2 会員の家族（両親）が死亡したとき。 | 5,000円   |
| 3 地震や災害の被害に遭ったとき。   | 協議による見舞金 |
| 4 その他必要な場合。         |          |

## 附 則

平成 20 年 4 月 4 日	一部改正
平成 21 年 4 月 1 日	一部改正
平成 22 年 4 月 1 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 28 年 4 月 1 日	一部改正
令和 元年 4 月 1 日	一部改正
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正

## 生徒会の部・同好会の新設・廃止等に関する規程

### 第 1 章 総 則

- 1 この規程は本校生徒会の部・同好会活動の適正と円滑を図るために定める。

### 第 2 章 部 の 新 設

- 2 部の新設は当該同好会から申請書をもって、生徒会長に申請しなければならない。
- 3 新設を申請する場合、活動が活発であることと、それに基づく活動・実績が考慮されなければならない。
- 4 前条の条件を満たした場合、設立希望の責任者は所定の申請書に同好会名・会員名・活動の目的・活動場所・指導者名を記入し、生徒会長に届け出ること。
- 5 会長は申請書が提出された場合、速やかに執行部会を開き申請書の記載事項について審査する。その後、職員会議において職員の同意を得られ、代議員会で過半数の賛成が得られた場合、生徒総会に発議するものとする。
- 6 生徒総会において過半数の賛成が得られた場合、部の新設を認める。
- 7 部の新設及び活動開始の時期は次年度 4 月からとする。

### 第 3 章 同好会の新設

- 8 同好会の新設には次の諸条件を満たさなければならない。
- (1) 活動の目的、内容が本校の教育目標に合致し、高校生として適切であること。
  - (2) 活動場所が校内にあること。ただし、特別の事情がある場合は、他の公共施設の利用が可能であること。
  - (3) 活動日・活動場所が既存の部・同好会の活動場所に支障をきたさないこと。
  - (4) その趣旨に賛同し、一定の活動ができる人数がいること。
  - (5) 本校の職員に適切な指導者が得られること。
  - (6) 職員会議により職員の同意が得られること。
- 9 新設の承認手続きは部に準ずるものとする。ただし、承認された同好会はただちに活動できるものとする。
- 10 同好会に対しては生徒会会計より定額の予算が執行される。ただし年度途中で新設された場合は協議による。

### 第 4 章 休部および廃部

- 11 休部については、次の各項に該当する場合、生徒会長は執行部会を開き審査するものとする。
- (1) 実質活動の部員数が減少し、正規の活動ができなくなった場合。
  - (2) 日常の活動が継続的になされていない場合。
- 12 生徒会執行部で審査され妥当とされた休部案は、代議員会で過半数の賛成を得て、生徒総会に発議するものとする。
- 13 生徒総会において過半数の賛成が得られた場合、該当する部は休部とする。
- 14 2年間休部の状態が続いたものについては廃部とする。
- 15 休部中のものが2年以内に復活を申請する手続きは新設に準ずる。活動は同好会と同様とする。
- 16 同好会の休・廃については部に準ずる。

### 第 5 章 補 足

- 17 本規定の改正は生徒会執行部が代議員会の承認を得て、生徒総会に発議する。若しくは、生徒会員の5分の1の署名により代議員会の承認を得て生徒総会に発議しなければならない。
- 18 前条により発議された改正案が生徒総会において過半数の賛成を得られた場合承認されたものとし、次年度より施行する。
- 19 本規程に定める以外に必要と認める付帯的事項は、その都度生徒会執行部が本規程に反しない程度で立案し、代議員会に発議することができる。
- 20 本規程は平成2年5月12日より施行する。

### 附 則

平成22年 4月 1日 一部改正  
平成25年 4月 1日 一部改正 追加

# 生徒会選挙規約

## 第1章 総 則

第1条 この規約は生徒会会則の第7条に基づく。

第2条 各クラスより選出された各1名の選挙管理委員を以て構成し、その長は互選する。

## 第2章 選挙期日

第3条 選挙期日は選挙管理委員会がこれを定め、少なくとも10日前に告示しなければならない。

## 第3章 立候補

第4条 役員に立候補しようとする者は立候補用紙に所定の事項を記入し、選挙管理委員会が告示した日から選挙日の3日前までに提出しなければならない。

第5条 立候補の辞退は選挙の2日前までにその旨選挙管理委員会に連絡し、選挙管理委員長は、ただちにそれを公示しなければならない。

第6条 2つ以上の役職には立候補できない。

第7条

## 第4章 選挙運動

第7条 各候補者は選挙管理委員会の指示により、演説、ポスター等により選挙運動を行う。

第8条 選挙運動は立候補公示以前及び選挙当日に行ってはならない。

第9条 本規約ならびに選挙管理委員会の決定した事項に違反した場合、選挙管理委員会の権限により、その選挙におけるその立候補者の選挙運動を停止させることができる。

第10条 選挙管理委員会は選挙運動を行うことができない。

## 第5章 投票及び開票

第11条 選挙に際しては会員すべて1名1票の投票権を持ち直接無記名の秘密投票によりこれを行う。

第12条 選挙当日投票できないことが前もってわかっている者がその理由が選挙管理委員会により認められた場合は、定められた日に不在者投票を行うことができる。

第13条 開票の際、各候補者は開票に立ち会うことができる。

第14条 下記の投票はこれを無効にする。

- 1 正規の投票用紙を用いないもの。
- 2 候補者以外の氏名を書いたもの。
- 3 規程以上の候補者の氏名を書いたもの。
- 4 記載名の判定しがたいもの。
- 5 その他選挙管理委員会が無効と認めたもの。

## 第6章 当選者の決定

第15条 当選は得票数の多いものから順次に定め、得票同数の場合は決戦投票を行う。

第16条 立候補者が定員数以内の場合は過半数を以て信任とする。

## 第7章 特別選挙

第17条 定員数に満たない場合は再選挙を行うことができる。

第18条 会長選挙において最高得票数が全有効投票数の2分の1に達しない場合、上位2名による決選投票を行う。

第19条 選挙管理委員の任期は当該学年とする。

第20条 選挙管理委員会は選挙に際して下記の業務を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 立候補者の受付公示
- 3 投票用紙の作成集計
- 4 選挙結果の発表
- 5 本規約に規定してある事項

第21条 選挙管理委員会は選挙当日までの間に立会演説会を開かなければならない。

第22条 選挙管理委員会は各投票用紙を選挙当日より少なくとも30日間保管しておく。

第23条 選挙管理委員は選挙権を行使することができる。ただし、役員選挙に立候補する場合は、その役を辞任しなければならない。

第24条 本規約は昭和47年4月1日より施行する。

#### 附 則

平成25年4月1日 一部改正

## 会計監査規約

第1条 会計監査は生徒会における一切の会計業務が正しく行われているかを確認することを目的とする。

第2条 会計監査は定員2名として任期は1年とする。

第3条 会計監査は次の業務を行う。

- 1 生徒会に関する一切の会計の監査
- 2 生徒総会において監査報告

第4条 監査は年2回とする。（9月、5月）

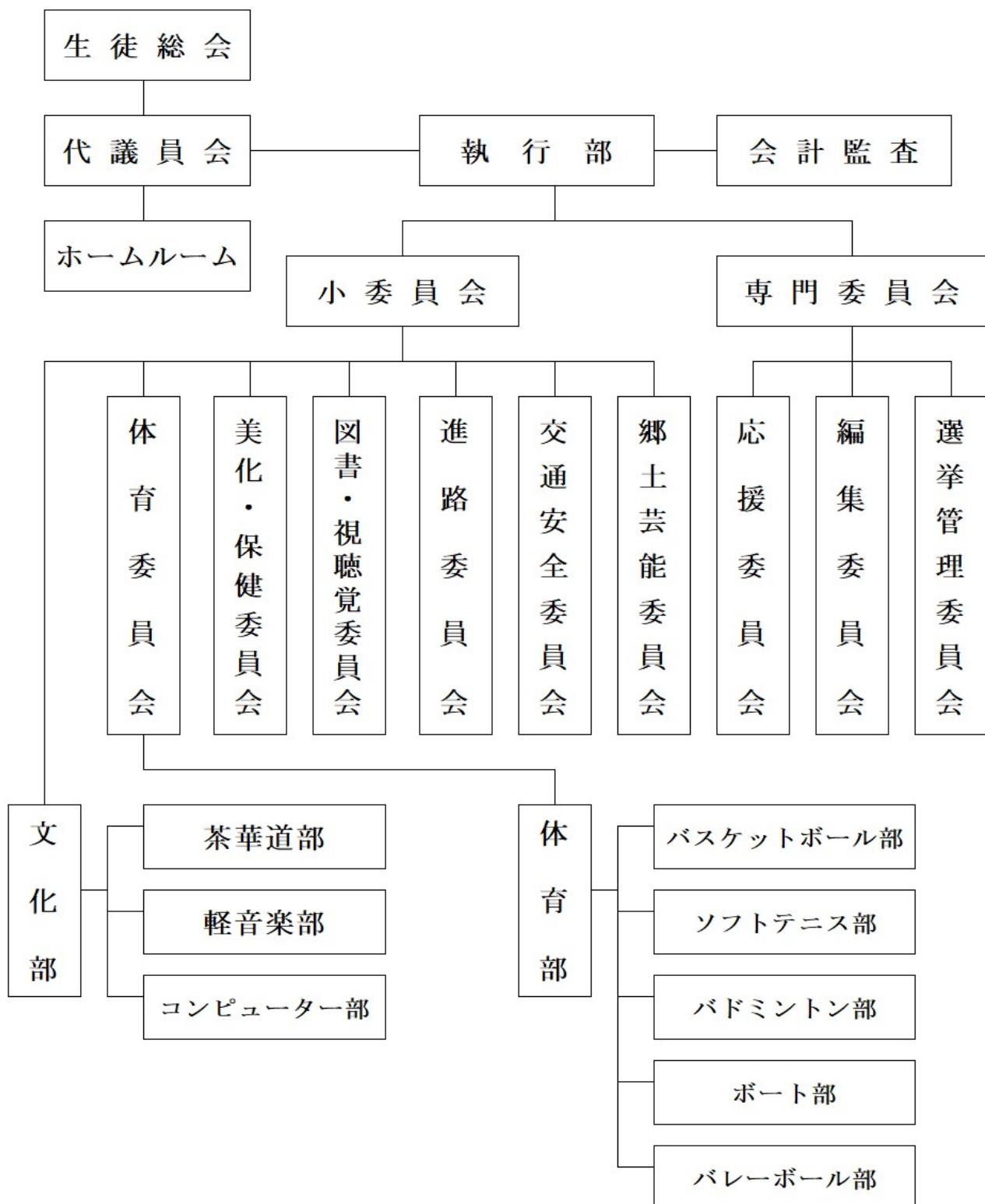
第5条 本規約は昭和47年4月1日より施行する。

#### 附 則

平成25年4月1日 一部改正

# 生徒会運営機構図

令和5年3月現在



# 免許取得及び車両使用に関する規程

## 自動車免許取得について

### 1 取得許可について

10月以降、3年生には、願い出により普通もしくは準中型自動車免許の取得を許可する。ただし、次の条件を満たしていること。

- (1) 自動車教習所通所に係る説明会に出席すること。
- (2) 定期考查の各科目的通算成績で欠点がなく、1/3以上の欠課科目がないこと。
- (3) 原則として進路が確定している者。
- (4) 服装、頭髪、授業態度、出欠状況など生活状況が良好な者。
- (5) 手続きの前月まで授業料、諸会費（学年一括納入金）を完納していること。

### 2 車両の使用について

正規の手続きを経て自動車免許を取得した場合でも、四輪車及び原付自転車の使用は禁止する。

## 自転車通学について

- 1 自転車通学をしようとする生徒は使用する区間にかかわらず、所定の用紙に記載し、届け出なければならない。
- 2 自転車通学者は自転車に必ず所定のステッカーを貼付すること。
- 3 学校所定の位置に駐輪し、二重ロックをすること。
- 4 道路交通法違反又は事故があった場合は、事情の如何にかかわらず速やかに担任に届け出ること。
- 5 上記の遵守事項に違反する行為があった場合には、学校の定める指導処置に従うこと。

## バイク免許取得について

### 1 バイク免許取得許可条件

- (1) 通学を目的としていること。
- (2) バイク免許取得許可説明会に出席すること。
- (3) 自宅から学校ないし最寄りの公共交通機関（駅、バス停）までの通学距離が5KM以上20KM以下であること。
- (4) 生徒会・委員会・部活動等により他の交通機関による通学が困難と認められること。
- (5) 免許種類は原動機付自転車免許に限定する（普通・大型自動二輪車免許の取得は禁止）。

※ 1年生の年度末休業前の免許取得は禁止とする。

## 2 通学許可手続き

- (1) 免許取得希望者で許可条件を満たした者は、所定のバイク通学許可願に必要事項を記入の上、本人が、顧問→担任→学年長→生徒指導課主任の承認を得た後、係に提出し、許可申請を行うこと。
- (2) 条件の一部を満たさない者についても、特別な事情を有するものについては総合的に判断し、所定の手続きにより許可することがある。

## 3 諸注意

- (1) 運転免許試験の受験は許可証の発行を受けてからとする。
- (2) 運転免許試験の受験及び免許証に用いる写真は制服で撮影したものとする。
- (3) 免許証交付後は許可証を添えて速やかに学校に提出し、通学は別途許可を受けてからとする。

# バイク通学について

## 1 バイク通学許可条件

- (1) バイク通学許可説明会に出席すること。
- (2) 自宅から学校ないし最寄りの公共交通機関（駅、バス停）までの通学距離が5KM以上20KM以下であること。
- (3) 生徒会・委員会・部活動等により他の交通機関による通学が困難と認められること。

## 2 許可手続き

- (1) バイク通学希望者で条件を満たした者は、所定のバイク通学許可願に必要事項を記入の上、本人が、顧問→担任→学年長→生徒指導課主任の承認を得た後、係に提出し、許可申請を行うこと。その際、任意保険加入を証明できる書類（コピー可）を添付する。
- (2) 条件の一部を満たさない者についても、特別な事情を有するものについては総合的に判断し、所定の手続きにより許可がある。

## 3 諸注意

- (1) バイクはスクーター型とし、改造車は禁止する。
- (2) ヘルメットは白のフルフェイスとする。
- (3) バイク及びヘルメットの事前点検を行ない、共に所定ステッカーを貼付する。
- (4) 運転は通常授業日及び休日の部活動のための登下校時のみとし、アルバイト等での運転は禁止する。
- (5) バイク通学時は常に通学許可証を携帯し、道路交通法を遵守する。
- (6) 学校独自の実技講習会を必ず受講する。
- (7) 運転許可期間は4月～11月とし、12月～3月は運転禁止期間とする。尚、運転禁止期間は免許証を学校で保管する。
- (8) 事故及び違反行為があった場合には速やかに学級担任に申し出たうえで、学校で定める指導措置に従うこと。

# アルバイト規程

高等学校在学中は、本来の目的である勉学に専念し、より豊かな人格形成と、自分の進路をきりひらく基礎学力の充実をはかるため、アルバイトは原則として行わないものとする。

ただし、次の条件を満たす場合は許可する。

- 1 許可される時期は、年度末・年度始休業・夏季休業・冬季休業、又は校長が認めた期間とする。
- 2 期間は、休業日数の2分の1以内であること。
- 3 定期考査の各科目の通算成績で欠点がなく、1/3の欠課科目がないこと。
- 4 仕事内容は、危険を伴わなくて、適切と認められ、雇用主が期間中の責任契約をしたものに限る。  
(注) 職場でのバイク使用や、風紀上好ましくないところ、宿泊を伴うところでの仕事は許可しない。
- 5 アルバイト許可願に必要事項を記入のうえ、学級担任に提出し、総合的に適當と認められた者は、生徒指導課を経由し、校長に願い出ること。
- 6 経済的な理由により、それぞれの項目の条件をこえてアルバイトをしなければならない時は、保護者が具申書に明記し、手続きをとり校長の許可を得ること。ただし、以下のことを厳守すること。
  - (1) 考査期間、考査1週間前はアルバイトを禁止する。
  - (2) 終了時間は、午後9時までに帰宅できる時間とする。
- 7 アルバイト中は、必ず許可証を携行すること。
- 8 規程違反をした者は、学校の定める指導処置を受けなければならない。

## 附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

平成4年2月28日一部改正

平成25年4月 1日一部改正

# アルバイト心得

- 1 健康・安全管理について
  - (1) 労務災害の防止に心がけること。
  - (2) 交通安全に十分注意すること。
  - (3) 健康管理に留意すること。
- 2 高校生としての自覚をもつこと
  - (1) アルバイト中も本校生徒心得・服装規程を遵守すること。
  - (2) 従業員との交際、車への同乗、飲食店への同行等の行為はしないこと。
  - (3) 外出時間、門限は、きちんと守ること。
- 3 許可事項の遵守
  - (1) 期日、時間等申請時の条件と異なることのないようにすること。
  - (2) 報告書・許可証の提出  
休み明け指定日までに提出のこと。未提出者は次回からアルバイトを許可しない。

# 図書館利用規程

## 1 開 館

平日(月～金)に行い、時間は原則として昼夜(13:15～13:35)とする。

## 2 利用心得

### (1) 館内閲覧

ア 図書の閲覧は必ず閲覧室で行う。

### (2) 館外貸出及び返却

ア 図書の貸出しを受けるときは、貸出簿・ブックカードに必要事項を記入し、図書とともに帯出手続きをする。返却の場合は、貸出簿・ブックカードに必要事項を記入し、図書とともに提出する。

イ 「禁帶出」印のある図書は帶出できない。

ウ 貸出し期間は、2週間以内とする。

エ 図書を紛失した場合は、それと同一のもので弁償するものとする。ただし、入手しがたいものは時価で弁償することができる。

オ 貸出し及び返却は、本人以外は認めない。

### (3) その他

ア 所定の手続きをしないで、無断で館外に図書を持ち出さないこと。

イ 館内では静粛にし、他人に迷惑をかけないよう注意すること。

ウ 図書類は丁寧に取扱い、使用後は所定の場に納めておくこと。

エ 机、椅子は常に整頓し、乱雑にならないように注意すること。

オ 館内の提示物に手を触れたり、いたずらしたりしないこと。

カ 資料室への出入りは、関係者以外禁止とする。

キ 図書館は、その雰囲気をこわさないため、読書と学習以外に利用してはならない。

# 思郷会館使用規程

## (目的)

第1条 この規程は、思郷会館使用にあたり必要な事項を定めるものとする。

## (管理運営)

第2条 管理運営に関する事務は総務課があたる。

## (使用承認)

第3条 使用責任者は、使用にあたり所定の手続きを経て、校長の許可を得る。

## (使用責任者の責務)

第4条 使用責任者は、次の責務を負う。

(1) 生徒の宿泊を伴う使用の場合は、使用責任者が宿泊し指導に当たる。

(2) 宿泊を伴う使用の場合は、会館使用日誌に状況を記入し、使用後に総務課へ提出する。

(3) 食事・寝具類等は使用責任者が業者等に手配し、支払い・返却等遺漏なく行う。

(4) 使用中は適宜館内を巡視し、使用した設備の点検、火気の点検、戸締まりなど安全管理を行う。

(使用者心得)

第5条 使用に当たっては、次の事項を留意し、安全で規律ある生活をする。

- (1) 火気の使用は、使用責任者の指導の下に行う。
- (2) 非常口、避難経路の確認をするなど非常事態への備えをする。
- (3) 服装は活動に相応しいものとする。
- (4) 館内に持ち込みできる携行品は、教科書、文房具、洗面用具、寝具など活動に必要な物品とする。
- (5) 食堂及び厨房は、常に清潔に保つ。
- (6) 家電等の備品は丁寧に使用する。
- (7) 施設・設備・展示資料等を汚損しない。
- (8) 指定された場所以外に張り紙や装飾をしない。
- (9) 使用後は、清掃を徹底し、使用責任者が状況を確認する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

平成22年4月 1日 一部改正

平成25年4月 1日 一部改正

## 諸 届 一 覧

No.	名 称	提出先	保護者の 同意及び 署名	備 考
1	下宿届	担 任	○	
2	外部団体加入届	"	○	学校外の文化・運動活動団体に加入するとき
3	対外活動願	顧 問	○	対外的なすべての生徒会活動を行うとき
4	保護者承諾書	顧問・担任	○	宿泊を要するとき（遠征合宿含） 教職員の公用車に同乗するとき
5	旅行届	担 任	○	宿泊を伴うとき
6	登山（キャンプ）許可願	顧 問	○	10日前に提出のこと
7	部活動延長願	"	○	
8	休業日の部活動計画書	"		
9	長期休業活動計画書	"		夏・冬・春の長期休業期間中に活動を行うとき
10	バイク免許取得願	担 任	○	
11	自動車教習所通所許可願	"	○	
12	バイク運転許可願	"	○	
13	バイク通学許可願	"	○	
14	自転車通学届	"	○	
15	アルバイト許可願	"	○	
16	アルバイト報告書	"	○	
17	盜難・紛失届	"	○	

# 第一応援歌

しすくがげんとう くさもえて はなのかあまく ゆめにいり

いわてのやまに あきゆいて かりがねとおーき つきかけに

たかくそびゆる しづこうの れきしやうつる にじゅうねん

三、

零不正荒雄紫  
高屈氣涼々  
健健兒はこも  
意色も遅  
高意氣高し

むらさき  
あけむる  
黎の  
星かぞえ  
ぶとき

二、

玲熱健八幡  
瓏照剛健  
みはるかす  
文質高生  
誇りの地

岩手の山に  
雁が音遠き  
れきしやうつる  
にじゅうねん

一、

雲花の香甘く  
月影に秋逝り  
二十年零高の  
夢に入りて

ケ原頭草萌  
高聳ゆる  
高の月影に  
えて

第二應援歌

きけしづこうの おたけびを ねつけつたぎる  
 せいしゅんの むげんのちから われにあり がんじゅのれいほう  
 あおぐときけんじのいきは だんけつ  
 のむしんのちからいまきたえん

三

二

—

行け雲高の  
紅き血潮は  
我等が前に  
流れは清き  
心にくみし  
栄えある凱歌  
原頭に

敵は無し  
先陣の  
朝者道

見よ雲高の堅陣を  
炎に燃ゆる若人の  
斗魂今や  
緑の杜に  
輪染めし  
紅の逆巻きぬ  
溢るる威力  
応援旗  
今見せん

聞け雲高の 热血滾る 雄叫びを  
無限の力 青春の 岩鷺の靈峰 我に在り  
健児の意氣は 仰ぐとき 今鍛えん 団結の  
無心の力

### 第三応援歌

はるなおあさき きたのそら たかねにしろき ぎんせつは

みどりのじゅかい ふきわたる やさしきかぜに ほころびし い

ぶしが はなに てりはえて しずこうけんじ たたえんや

一、春なお浅き 北の空 高嶺に白き 銀雪は  
 緑の樹海 吹きわたる 優しき風に 綻びし  
 こぶしが花に 照り映えて 雪高健児 たたえんや

二、夏雲白き 八幡平 清らに流る 雪石  
 かげろう燃ゆる 燧原の 憇う涼風 波に呼び  
 幾山河を めぐりゆき 雪高健児 たたえんや

三、秋たけなわに 気は澄みて 麓野いろどる 花紅葉  
 若き腕を うちふるい 瞳にやどす 栄光の  
 僚友がねがいに 同じくて 雪高健児 たたえんや

四、嚴冬既に 野に満ちて 寒月照らす 岩手山  
 巷荒ぶ 風雪に たゆたう霸気の 繁きとき  
 心新たに 仰ぎ見て 雪高健児 たたえんや

## 第四応援歌

いわてのみねの さんせつきえて  
 せいりゅうたえなき しずくいしがわ  
 ほのおともゆる ちしおのはたを  
 かかけてちかわん われらがしょうり

二、  
 陸奥の緑に 薺は映えて  
 亭々そびゆる ポプラの梢  
 涨ぎる生気に スクラム組みて  
 いざたかずせん 我等が凱歌

一、 岩手の嶺の 残雪消えて  
 清流たえなき 霧石川  
 炎と燃ゆる 血潮の旗を  
 掲げて誓わん 我等が勝利

## 第五応援歌

にちりん きよくひーかりみちたる  
 やまなみのそらにしづこうしづこう  
 しづこうのけんじらよ  
 せいしゅんあふーるるときのこえああ  
 いまぞああいまぞ つよく つよく  
 き一たえん かかげー  
 ん 二、  
 力漲り 緑したたる  
 北国の大**地**に 雪高  
 勝利の御旗 この腕に 雪高  
 雪高の若人よ  
 ああ今ぞ ああ今ぞ  
 高く高く 揭げん

一、 日輪清く 光満ちたる  
 山脈の空に 雪高  
 雪高の健兒等よ  
 青春溢るる鬨の声  
 ああ今ぞ ああ今ぞ  
 強く強く 鐵えん  
 にちりん  
 やまなみ  
 とぎ  
 けんじ  
 あふ  
 とき  
 こえ  
 いまぞ  
 つよく  
 かか  
 げー

# “雲高よしゃれ”

採譜 千田 行男  
(1976. 5)



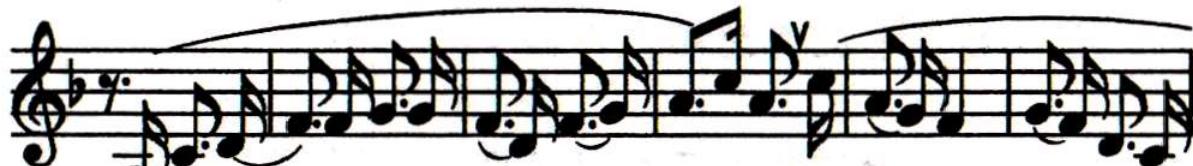
チョイサノ サッサ チョイサノ サッサ ハ ア----- ヨシャア  
よしゃあ  
ナン一



レチャヤノー オカア一 カー サー アハナゾ メー エー エーノ  
れおかーー あしゃあー れー サー アそのー てー えー えーは  
ブナンーー ンブウー トーサー アミナー サー アー アーマ



タースー ウキ一 サアーハ(ン) ヨ チョイサノ サッサ  
くわー あぬ一 サアーハ(ン) よ  
オーシャー アル一 サアーハ(ン) ヨ



カタニ一 カカラ ネーデー サアーキニーカー アーカー  
そのて一 くう一 よーなー サアーやぼーじやー あーなー  
ナシブ一 アネー コートー サアーウマーガー アー よー



ルヨー シャアレ一 サアーハ(ン) ヨー チョイサノ  
いイ

④おわりのチョイサは手を二つ打ってからいう。



サッサ チョイサノ サッサ ハ

# 零石節

作詞 明大OB  
56年度卒 長谷川仁

1. ここは盛岡か零石の町か  
零石の町ならここは零高
2. 零石高校の学生成さんは  
度胸1つの男だて
3. 度胸1つで零石の町を  
歩いて行きます学生服で
4. 学生服なら零石の育ち  
ぼろはおいらの旗印
5. ぼろをまとえば心は錦  
どんなことにもおそれない
6. どんなことにもおそれはせぬが  
可愛いあの娘にやかなわない
7. 可愛いあの娘はいつでも捨てる  
母校のためなら命まで
8. 命捨ててもその名は残る  
零石高校の名は残る  
ついでにおいらの名も残る

# 思郷の森 記念歌 空はるか

高橋富雄 作詞  
千葉了道 作曲

あこがれて J=96くらい

空はるか  
北斗の光  
道はゆき 奥はてしなし  
あらたなる 大地は明けて  
学びやの つどいの森に  
ふるさとの 思いは遠し

三、ちぎりしは とわのまじわり  
求めしは かわらぬまこと  
手をつなぎ この輪をひろげん  
青春の のぞみの森に  
ふるさとの 思いは消し

一、ものいわぬ おおしきみ山  
えり正し その名を呼ばん  
なれこそは われらのねがい  
若人の いこいの森に  
ふるさとの 思いは深し

二、空はるか 北斗の光  
道はゆき 奥はてしなし  
あらたなる 大地は明けて  
学びやの つどいの森に  
ふるさとの 思いは遠し